

# 西米良村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 29 年度

西米良村通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

西米良村では、平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる死傷事故が相次いで発生したことを受け、同年 7 月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

また引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、これまでの関係機関の連携体制を基に、平成 30 年 3 月に「西米良村通学路交通安全プログラム」(以下「プログラム」という。)を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に登下校できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

保護者や学校等の声を直接反映し、安全・安心な通学路の確保に向けて、関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「西米良村通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)」を設置しています。

この推進会議を中心として、本プログラムに基づき、合同点検の実施や対策内容等の検討・検証を行うとともに、それぞれの立場において対策を実施しながら、さらなる通学路の安全確保を図っていきます。

- ・西米良村教育委員会
- ・西米良中学校
- ・西米良村建設課
- ・西都警察署西米良駐在所
- ・村所小学校
- ・西都土木事務所西米良駐在所

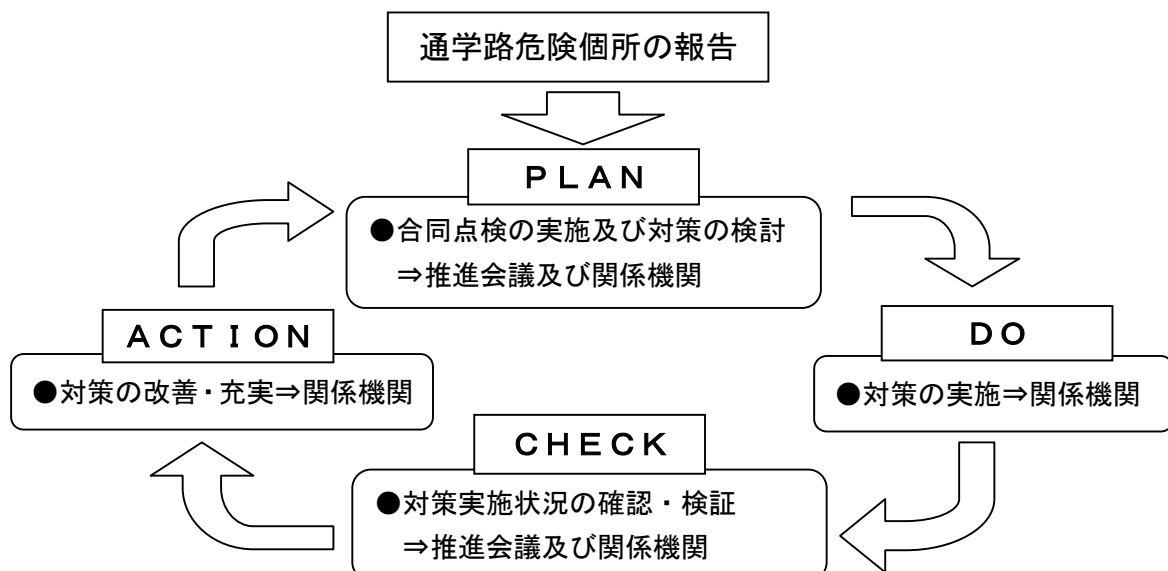
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年、小中学校から通学路の危険個所に係る報告書の提出を受け、推進会議は当該報告のあった箇所について合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果を検証し、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みを P D C A サイクルとして毎年繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### [通学路安全確保のための P D C A サイクル]



(2) 危険箇所の把握

村内の小中学校は、児童生徒が登下校する通学路について、PTA等と協議のもと危険箇所を把握・抽出します。

(3) 合同点検の実施

小中学校からの危険個所の報告を基に、推進会議において合同点検を実施します。実施の時期は、毎年7月から8月とします。

(4) 対策の検討

合同点検の結果、推進会議で連携を図り、対策必要箇所に応じて、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、小中学校ごとに聞き取り調査などを実施し、対策実施後の効果を把握します。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

#### 4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添1 対策一覧表

別添2 対策箇所図